

第6章 介護保険事業の見込量と介護保険料

1

介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第6期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された「第6期介護保険事業計画用ワークシート」を使用して推計を行いました。

①被保険者数

第1号被保険者数（65歳以上）・第2号被保険者数（40～64歳）について、平成27年度～29年度の推計を行いました。

②要介護等認定者数

被保険者数に対する要介護等認定者数（認定率）の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、平成27年度～29年度の要介護等認定者数を推計しました。

③施設・居住系サービスの量

要介護等認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計しました。

④在宅サービス等の量

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計しました。

⑤地域支援事業に必要な費用

介護予防事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計しました。

⑥第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な③～⑤の費用や被保険者数の見込みとともに、第6期の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

2 介護保険事業の見込量推計

(1) 居宅サービスの見込量推計

①訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問介護	1,055人	1,085人	1,121人	1,184人	1,245人	1,304人
	17,727回	18,706回	19,771回	21,192回	22,649回	24,000回
介護予防訪問介護	620人	639人	648人	684人	358人(※)	—

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始（平成28年4月想定）後も、要支援認定の有効期間（最長1年）が終了するまでは介護予防訪問介護を利用できるため、その人数を見込んでいる。

②訪問入浴介護

介護職員と看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴介護	130人	131人	122人	129人	129人	129人
	665回	658回	594回	660回	663回	661回
介護予防 訪問入浴介護	2人	1人	1人	1人	1人	1人
	7回	4回	2回	4回	4回	4回

③訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問看護	436人	477人	522人	594人	664人	743人
	2,925回	3,199回	3,585回	4,095回	4,581回	5,136回
介護予防訪問看護	50人	57人	56人	59人	61人	63人
	305回	341回	323回	334回	346回	362回

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問リハビリ テーション	161人	172人	126人	128人	131人	131人
	1,587回	1,687回	1,359回	1,428回	1,501回	1,565回
介護予防訪問 リハビリテーション	26人	37人	29人	38人	47人	58人
	220回	320回	272回	377回	506回	664回

⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅療養管理指導	690人	803人	864人	987人	1,109人	1,239人
介護予防 居宅療養管理指導	48人	60人	67人	88人	96人	104人

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所施設に通って、日常生活上の支援や、生活機能訓練を受けます。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
通所介護	1,225人	1,348人	1,489人	1,678人	1,231人 (※1)	1,372人
	11,146回	12,798回	14,449回	17,015回	13,019回 (※1)	15,101回
介護予防通所介護	440人	544人	622人	737人	432人 (※2)	—

※1 平成28年4月から、小規模な通所介護事業所（利用定員19人未満）が、「地域密着型通所介護」（108ページ参照）として位置づけられるため、人数及び回数が減少している。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業の開始（平成28年4月想定）後も、要支援認定の有効期間（最長1年）が終了するまでは介護予防通所介護を利用できるため、その人数を見込んでいる。

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などに通って、日常生活での自立に向けたリハビリテーションを受けます。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
通所リハビリ テーション	266人	274人	272人	278人	291人	315人
	1,855回	1,894回	2,019回	2,054回	2,132回	2,288回
介護予防通所 リハビリテーション	48人	57人	56人	57人	57人	57人

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、身体介護や機能訓練などを受けます。

サービス利用量 (人数・日数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所生活介護	268人	278人	317人	360人	402人	441人
	2,028日	2,187日	2,637日	3,068日	3,487日	3,875日
介護予防 短期入所生活介護	7人	9人	8人	7人	6人	5人
	35日	37日	38日	32日	26日	19日

⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、身体介護や機能訓練などを受けます。

サービス利用量 (人数・日数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所療養介護	32人	28人	26人	26人	26人	26人
	265日	220日	185日	186日	186日	182日
介護予防 短期入所療養介護	0人	1人	1人	1人	1人	1人
	4日	5日	5日	5日	5日	5日

⑩福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉用具貸与	1,529人	1,627人	1,683人	1,783人	1,881人	1,978人
介護予防 福祉用具貸与	318人	384人	419人	487人	560人	641人

⑪特定福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、その費用の一部を支給します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定福祉用具購入	41人	40人	40人	42人	43人	45人
特定介護予防 福祉用具購入	14人	13人	14人	16人	17人	19人

⑫住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、その費用の一部を支給します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
住宅改修	28人	26人	26人	27人	29人	30人
介護予防住宅改修	16人	14人	19人	21人	23人	25人

⑬特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護を受けます。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定施設入居者 生活介護	316人	355人	384人	433人	460人	480人
介護予防特定施設 入居者生活介護	39人	52人	65人	73人	77人	80人

⑭居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャーがケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護支援	2,373人	2,506人	2,761人	3,027人	3,292人	3,505人
介護予防支援	1,068人	1,205人	1,300人	1,464人	1,161人	761人

（２）地域密着型サービスの見込量推計

地域密着型サービスは、住み慣れた地域でサービスを受けながら暮らせるように、市が主体となってサービスの基盤を整備し、小平市民に限定して提供するサービスで、以下のサービスがあります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、緊急時などの随時対応を行うサービスです。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	—	—	2人	29人	43人	72人

②夜間対応型訪問介護

在宅での生活を継続できるように、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報を受けて対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
夜間対応型訪問介護	48人	42人	37人	37人	37人	37人

③認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の方が、通所施設に通って、日常生活上の支援や生活機能訓練を受けます。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症対応型 通所介護	125人	123人	112人	112人	112人	112人
	1,267回	1,246回	1,143回	1,141回	1,138回	1,132回
介護予防認知症 対応型通所介護	0人	0人(※)	0人(※)	0人(※)	0人(※)	0人(※)
	0回	2回	1回	1回	1回	1回

※ 「0人」と表記しているが、小数点以下の端数が存在する。
例) 5人(年間利用者数) ÷ 12か月 = 0.4人 → 「0人」と表記。

④小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて利用できるサービスです。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小規模多機能型 居宅介護	68人	87人	87人	103人	105人	105人
介護予防小規模 多機能型居宅介護	3人	6人	8人	9人	10人	10人

⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方が、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活する施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症対応型 共同生活介護	122人	137人	138人	138人	149人	156人
介護予防認知症 対応型共同生活介護	1人	1人	0人	0人	0人	0人

⑥地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域密着型 介護老人福祉施設	23人	28人	45人	49人	49人	49人

⑦地域密着型通所介護

介護保険法の改正により、通所介護のうち利用定員19人未満の小規模な事業所が、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置づけられます。

(平成28年4月施行)

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域密着型通所介護	—	—	—	—	648人	722人
	—	—	—	—	6,847回	7,942回

(3) 施設サービスの見込量推計

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

認知症や寝たきりなどにより、在宅での介護が困難な方が入所する施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護老人福祉施設	648人	662人	665人	679人	697人	755人

②介護老人保健施設（老健）

在宅への復帰を目的として、機能訓練などのサービスを受けることができる施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護老人保健施設	299人	310人	342人	366人	390人	414人

③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象とした施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護療養型医療施設	88人	97人	68人	68人	68人	68人

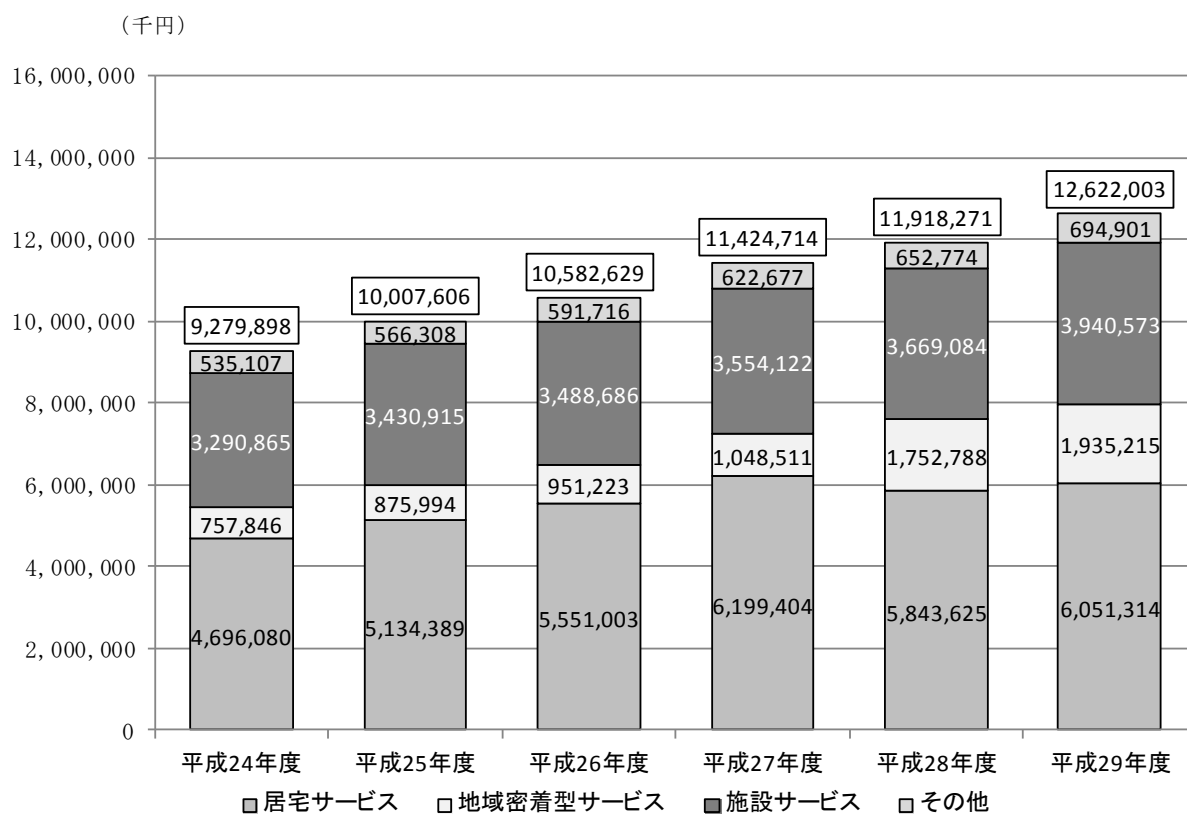
④地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）（107ページ⑥再掲）

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

(4) 保険給付費（標準給付費）の推移と推計

認定者数の増加等に伴い、保険給付費（標準給付費）は平成25年度の約10億800万円から、平成29年度には約126億2,200万円にまで増加するものと見込まれます。

■ 保険給付費（標準給付費）の推移と推計



	第5期実績			第6期推計		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス	4,696,080	5,134,389	5,551,003	6,199,404	5,843,625	6,051,314
地域密着型サービス	757,846	875,994	951,223	1,048,511	1,752,788	1,935,215
施設サービス	3,290,865	3,430,915	3,488,686	3,554,122	3,669,084	3,940,573
その他	535,107	566,308	591,716	622,677	652,774	694,901
合計	9,279,898	10,007,606	10,582,629	11,424,714	11,918,271	12,622,003

※ 予防サービスを含む。

※ その他：審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

※ 端数処理により、一部の計が一致しない。

(5) 地域支援事業費の推移と推計

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を平成28年4月と想定し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の移行による事業費の増加分を見込みます。

■地域支援事業費の推移と推計

(単位：千円)

	第5期実績			第6期推計		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	59,929	73,687	79,442	87,462	371,514	664,069
包括的支援事業	166,343	169,362	160,120	169,817	229,475	245,975
地域包括支援センター運営	166,343	169,362	160,120	168,845	188,845	205,345
在宅医療介護連携推進	—	—	—	—	15,630	15,630
認知症総合支援	—	—	—	972	17,000	17,000
生活支援体制整備	—	—	—	—	8,000	8,000
任意事業	3,762	4,272	4,775	9,079	20,743	36,605
地域支援事業合計	230,034	247,321	244,337	266,358	621,732	946,649

※ 第6期推計においては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始(平成28年4月想定)のほか、新たに包括的支援事業に位置づけられた、在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の開始(平成27年4月想定)に伴う事業費の増加も見込んでいる。

なお、平成27年4月開始を想定している包括的支援事業の3事業については、平成27年度の事業費の多くを一般会計予算に計上しているが、平成28年度からは介護保険事業特別会計予算に計上することを想定しているため、平成28年度以降の事業費の増加を見込んでいない。

※ 地域包括支援センター運営事業においては、平成26年度から28年度までの各年度において、機能強化型地域包括支援センター設置促進事業補助金(都10/10 16,500千円)の活用を見込んでおり、その分の事業費については保険料を財源としないため、ここでの推計には含めていない。

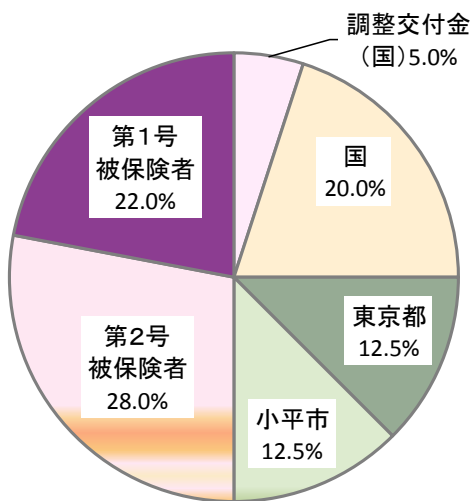
3 介護保険料

(1) 介護保険の財源

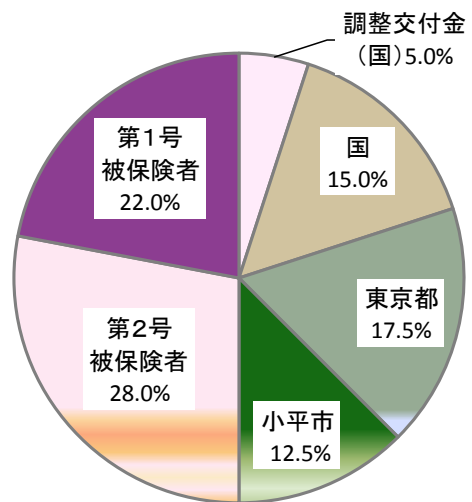
介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

保険給付の財源構成

居宅給付費

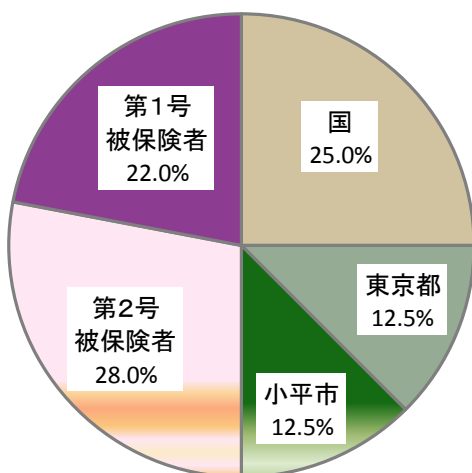


施設等給付費

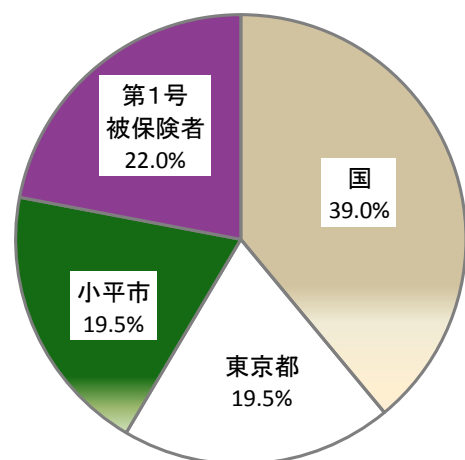


地域支援事業の財源構成

介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)



包括的支援事業・任意事業



※ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始後は、調整交付金の仕組みが設けられ、上記の居宅給付費と同様の財源構成となる。

(2) 介護保険料算出の手順

① 保険給付費（標準給付費）の算出

平成27年度～29年度における保険給付費（標準給付費）を算出します。
（109ページ参照）

② 地域支援事業費の算出

平成27年度～29年度における地域支援事業費を算出します。
（110ページ参照）

③ 保険料収納必要額の算出

(ア) 第1号被保険者負担分相当額の算出

平成27年度～29年度における第1号被保険者負担分相当額は①と②の合計金額の22%となります。

(イ) 調整交付金不足分の算出

調整交付金は、各市町村間における第1号被保険者のうち、75歳以上の方の割合及び所得段階別割合の格差による、介護保険財政の不均衡を是正するため交付されます。小平市においては、過去の実績から、平成27年度～29年度の調整交付金交付割合が4.28%になると推計しています。従って、調整交付金負担分の5%から4.28%を引いた0.72%分が調整交付金不足分となり、第1号被保険者の保険料でまかなうこととなります。

(ウ) 介護給付費等準備基金取崩額の算出

介護給付費等準備基金とは、各計画期間における保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金です。小平市における平成26年度末の残額は、約6億5,000万円の見込みです。

平成27年度～29年度においては、3年間の保険給付費等の支出が想定よりも1%程度上回った場合に必要な保険料収納額（約1億円）を最低必要残高として設定し、それ以外の5億5,000万円を取り崩すこととします。

(エ) 保険料収納必要額の算出

(ア)～(ウ)の数字を基に保険料収納必要額を算出します。

(ア) 第1号被保険者 負担相当額	+	(イ) 調整交付金 不足分	-	(ウ) 介護給付費等 準備基金取崩額	=	保険料収納必要額
----------------------	---	------------------	---	-----------------------	---	----------

④ 予定保険料収納率の設定

平成27年度～29年度の予定保険料収納率は、98.0%を見込んでいます。

⑤ 第1号被保険者数の推計

介護保険料を負担する第1号被保険者数を推計し、所得段階別の加入割合を勘案し補正します。

【所得段階別加入割合による第1号被保険者数の補正】

区分	27年度	28年度	29年度	合計
第1号被保険者数	42,237人	43,004人	43,621人	128,862人
補正 第1号被保険者数	43,897人	44,694人	45,335人	133,926人

※ 「補正 第1号被保険者数」とは、基準所得段階（第5段階）人数に換算すると何人分に相当するかを表しています。

⑥ 第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出

保険料収納必要額を予定保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額（年額）を算出します。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{保険料基準額 (年額)}} = \boxed{\text{③ 保険料 収納必要額}} \div \boxed{\text{④ 予定保険料 収納率}} \div \boxed{\text{⑤ 所得段階別 加入割合補正後 被保険者数}} \\
 \boxed{\text{保険料基準額 (月額)}} = \boxed{\text{保険料基準額 (年額)}} \div \boxed{\text{12か月}}
 \end{array}$$

(3) 介護保険料算出の基礎数値

① 総給付費の推計

【居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費】

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	793,305,094円	840,482,124円	893,851,138円
訪問入浴介護	96,799,793円	96,452,222円	96,598,210円
訪問看護	309,952,302円	341,968,304円	382,926,352円
訪問リハビリテーション	51,022,080円	53,151,502円	55,645,060円
居宅療養管理指導	150,178,681円	167,212,461円	187,463,684円
通所介護	1,627,486,847円	1,228,168,283円	1,421,906,526円
通所リハビリテーション	210,009,441円	211,314,647円	225,244,283円
短期入所生活介護	310,013,467円	348,964,965円	388,692,401円
短期入所療養介護	21,603,908円	21,334,869円	21,066,407円
福祉用具貸与	321,468,994円	332,951,321円	345,433,812円
特定福祉用具購入費	15,365,125円	15,854,918円	16,384,983円
住宅改修費	32,845,359円	34,484,594円	36,302,099円
特定施設入居者生活介護	998,285,232円	1,049,424,706円	1,099,553,564円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	53,290,100円	76,930,939円	130,629,162円
夜間対応型訪問介護	6,822,806円	6,837,936円	6,913,379円
認知症対応型通所介護	155,287,893円	153,894,212円	154,004,928円
小規模多機能型居宅介護	246,080,736円	253,983,404円	254,598,710円
認知症対応型共同生活介護	419,211,905円	447,057,351円	471,538,316円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	158,312,120円	158,470,802円	159,983,896円
地域密着型通所介護	—	645,938,497円	747,832,457円
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	2,089,070,898円	2,138,372,411円	2,326,509,390円
介護老人保健施設	1,176,422,852円	1,244,300,963円	1,326,449,759円
介護療養型医療施設	288,628,674円	286,410,653円	287,613,728円
(4) 居宅介護支援	507,968,000円	548,036,000円	583,075,000円
介護サービスの総給付費(小計)→(Ⅰ)	10,039,432,307円	10,701,998,081円	11,620,217,246円

【介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費】

サービス区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	149,736,718円	78,057,695円	0円
介護予防訪問入浴介護	361,068円	357,622円	358,602円
介護予防訪問看護	18,467,746円	18,979,460円	19,884,783円
介護予防訪問リハビリテーション	13,045,805円	17,371,629円	22,879,013円
介護予防居宅療養管理指導	13,508,485円	14,657,618円	15,984,250円
介護予防通所介護	303,332,721円	176,023,688円	0円
介護予防通所リハビリテーション	29,695,385円	29,291,721円	28,929,200円
介護予防短期入所生活介護	2,308,468円	1,884,131円	1,476,539円
介護予防短期入所療養介護	214,076円	209,674円	210,654円
介護予防福祉用具貸与	36,049,592円	41,189,278円	47,071,921円
特定介護予防福祉用具購入費	5,013,519円	5,459,375円	5,955,147円
介護予防住宅改修	24,136,317円	26,237,724円	28,585,295円
介護予防特定施設入居者生活介護	75,981,159円	79,789,959円	83,520,989円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	8,879円	8,818円	8,818円
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,496,288円	9,665,602円	9,705,773円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円
(3) 介護予防支援	81,249,000円	64,315,000円	42,314,000円
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	762,605,225円	563,498,995円	306,884,986円

総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	10,802,037,532円	11,265,497,076円	11,927,102,232円
----------------------	-----------------	-----------------	-----------------

※ 端数処理により一部の計が一致しない。

② 保険給付費（標準給付費）の推計

【保険給付費（標準給付費）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費（Ⅲ）	10,802,037,532円	11,265,497,076円	11,927,102,232円	33,994,636,840円
特定入所者介護サービス費等給付額（Ⅳ）	331,553,824円	315,314,095円	333,454,125円	980,322,044円
高額介護サービス費等給付額（Ⅴ）	248,413,686円	291,188,663円	311,316,441円	850,918,790円
高額医療合算介護サービス費等給付額（Ⅵ）	30,476,482円	33,031,222円	35,800,117円	99,307,821円
審査支払手数料	12,232,560円	13,240,020円	14,330,460円	39,803,040円
保険給付費（標準給付費）	11,424,714,084円	11,918,271,076円	12,622,003,375円	35,964,988,535円 【A】

③ 地域支援事業費の推計

【地域支援事業費】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	87,462,000円	371,514,000円 【a】	664,069,000円 【b】	1,123,045,000円
包括的支援事業・任意事業費	178,896,000円	250,218,000円	282,580,000円	711,694,000円
地域支援事業費	266,358,000円	621,732,000円	946,649,000円	1,834,739,000円 【B】

（4）介護保険料の算出

第1号被保険者負担分相当額 （【A】+【B】）×22%	=	8,315,940,057円（ア）	} 保険料収納必要額 （ア）+（イ）-（ウ） 8,032,344,172円【C】
調整交付金不足額 （【A】+【a】+【b】）×（5%-4.28%）	=	266,404,115円（イ）	
介護給付費等準備基金取崩額	=	550,000,000円（ウ）	

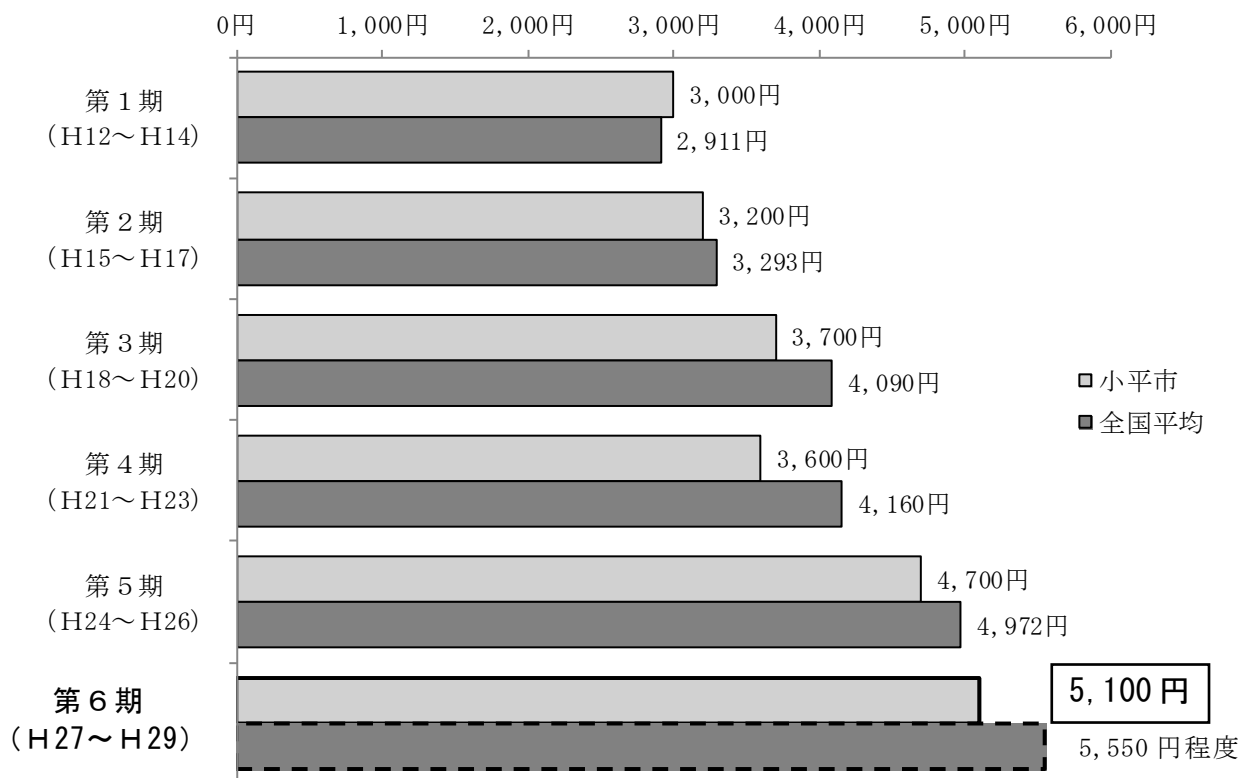
保険料収納必要額に対し、予定保険料収納率を設定し、補正後の第1号被保険者数で除算します。

保険料基準額 = 【C】 ÷ 予定保険料収納率 98.0% ÷ 133,926人 = 61,200円（年額）
 61,200円 ÷ 12か月 = 5,100円（月額）

(5) 第1号被保険者保険料

① 保険料基準月額

第6期（平成27～29年度）の保険料基準月額は、保険給付費等の増加により、4,700円から5,100円に上昇します。



	小平市	全国平均
第1期 (H12～H14)	3,000円	2,911円
第2期 (H15～H17)	3,200円	3,293円
第3期 (H18～H20)	3,700円	4,090円
第4期 (H21～H23)	3,600円	4,160円
第5期 (H24～H26)	4,700円	4,972円
第6期 (H27～H29)	5,100円	5,550円程度 (※1)

※1 資料：平成27年度予算政府案閣議決定（平成27年1月14日）

② 所得段階別保険料額

第1号被保険者の所得段階ごとの保険料年額は下表のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準額 に対する 割合	保険料 年額
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等の支援給付受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 ＋前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	0.45 (0.40) ※1	27,500円 (24,400円) ※2
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋ 前年の公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	0.65	39,700円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋ 前年の公的年金等の収入金額が120万円超え	0.70	42,800円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、 前年の合計所得金額＋前年の公的年金等の収入金額が80万 円以下	0.90	55,000円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、 前年の合計所得金額＋前年の公的年金等の収入金額が80万 円超え	1.00	61,200円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.10	67,300円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 190万円未満	1.25	76,500円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上 290万円未満	1.50	91,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上 400万円未満	1.64	100,300円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上 500万円未満	1.78	108,900円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上 600万円未満	1.92	117,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上 700万円未満	2.06	126,000円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上 800万円未満	2.20	134,600円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上 900万円未満	2.34	143,200円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上	2.48	151,700円

※1 ()内の割合は、公費による保険料軽減後の割合。

※2 ()内の金額は、公費による保険料軽減後の金額。

③ 公費による低所得者の保険料軽減の強化

高齢化の進行等に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、給付費の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減の割合を拡大します。費用については、国が1/2、都が1/4、市が1/4を負担します。

④ 2025年の保険料推計

国では、平成37年（2025年）の介護保険料（全国平均）を8,200円程度と推計しています。

小平市においても、現段階で国のワークシートを使用し、平成37年（2025年）の介護保険料を算出すると、基準月額は8,000円を超える見込みとなります。

4 介護保険サービスの円滑な推進

(1) 低所得者への配慮

介護保険制度における低所得者対策は、制度の枠組みの中で、介護保険料の所得段階別徴収、高額介護（予防）サービス費の支給、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、特定入所者介護（予防）サービス費の支給が設定されています。

また、負担軽減のための低所得者対策として、国・都制度としての生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の軽減や、小平市独自の低所得者対策としての介護保険料の減免、通所介護等の食費の助成事業を実施しています。

① 介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減事業（国・都制度）

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が一定の要件に該当する方について、介護保険サービス利用料の軽減を図ります。軽減される費用は、介護費・食費・居住費（滞在費）の自己負担額の一部です。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	対象事業者数 16 事業者 認定証交付者 21 人	対象事業者数 12 事業者 認定証交付者 15 人	継 続

② 生計困難者に対する介護保険料減免事業（市単独事業）

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が小平市の定める要件に該当する方について、介護保険料の負担の軽減を図ります。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	減免人数 29 人	減免人数 26 人	継 続

③ 通所介護等利用者助成事業（市単独事業）

介護保険の通所介護等サービスの利用者で市民税非課税世帯に該当する方について、サービス利用の促進を図るため、食費の一部を助成します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	受給者数 863 人	受給者数 908 人	継 続

(2) 要介護・要支援認定

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、あらかじめ要介護・要支援の認定を受けることが必要です。この認定は、介護サービスの必要度を判断する最も基礎となるものであり、要介護者・要支援者の自立を支援するために、客観的で適正な認定が行われる必要があります。

認定の申請を行うと、被保険者は認定調査を受け、この調査の結果と主治医意見書に基づき、市長が委嘱した保健・医療・福祉の学識経験者により構成する「小平市介護認定審査会」が要介護状態区分等についての審査・判定を行った後、小平市が認定することになります。

① 認定調査の公正性・公平性の確保と認定調査員の質の向上

小平市の認定調査は、市職員を中心に、市が委託する居宅介護支援事業者、介護保険施設等のケアマネジャーが実施しています。この認定調査は、審査・判定に密接に関係することから、各調査員に対して、東京都や小平市が研修・個別指導を実施し、一層の公正性・公平性の確保に努めます。

② 介護認定審査会の平準化

要介護・要支援認定における審査・判定は、6合議体45人の介護認定審査会委員が行っています。委員によって専門分野等が異なるため、定期的に合議体間での委員の入れ替えを行い、平準化に努めます。